

2025 年 1 月 15 日

会員各位

日本鳥学会選挙管理委員会
上沖正欣, 佐藤 望, 一方井祐子

一般社団法人日本鳥学会首席代議員候補者および推薦者受付のお知らせ

本法人会長の任期が、2026 年 3 月（選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時代議員総会の終結時）で満了となります。一般社団法人日本鳥学会定款第 12 条、第 13 条および定款施行規則第 3 章に基づき、次期代議員選挙がおこなわれます（別案内の「代議員選挙（オンライン）について」を参照）。それにとともに、首席代議員候補者および推薦の受付をおこないます。積極的に立候補および推薦をお願いします。なお、候補者および推薦者の資格は、2025 年 3 月 31 日時点で 2025 年度分会費納入済みの会員です。

※代議員総会は今回の代議員選挙の結果を参酌して、首席代議員にふさわしい者を会長候補者として理事会に推薦して（定款第 24 条第 3 項、定款施行規則第 12 条）、理事会で会長（代表理事）を決定します（定款第 33 条）。詳しくは学会ホームページの会員メニュー「法人組織体制等解説資料」をご覧ください。

記

【首席代議員（会長）候補者受付について】

1) 立候補・推薦受付期間： 2025 年 5 月 5 日（月）-6 月 6 日（金）

2) 首席代議員立候補者・推薦者受付関係についての規則

一般社団法人日本鳥学会定款施行規則 第3章 代議員

第 8 条 選挙管理委員会は、選挙年度の会員資格（会費納入状況）を確認して被選挙人名簿を作成する。

2 選挙管理委員会は、被選挙人名簿に登載された会員の中から、代議員のうちで首席となり、かつ、会長の適任者として推薦される者（以下「首席代議員」という。）の候補を受け付ける。

3 首席代議員候補は、会員 2 名以上により推薦を受けた者、もしくは立候補者のいずれかとする。ただし、推薦者は、被推薦者の内諾を得るものとする。

なお、定款及び定款施行規則については、日本鳥学会誌本号または学会のホームページをご参照ください。

<https://ornithology.jp/aboutOSJ.html#rules>

3) 立候補者

添付または学会ホームページからダウンロードした「首席代議員候補受付用紙」の「立候補者もしくは候補者」の欄に氏名、住所および「立候補にあたっての所信表明、または推薦理由」の欄に 800 字以内で所信表明をご記入のうえ、PDF ファイルにして日本鳥学会選挙管理委員会へメール添付で送付してください。なお、所信表明については別紙（A4 サイズ）に書いていただいても構いません。記入した受付用紙（原本）は、首席代議員が発表されるまで立候補者がお持ち願います。

4) 候補者の推薦

添付または学会ホームページからダウンロードした「首席代議員候補受付用紙」の「立候補者もしくは候補者」の欄に推薦者の氏名（※直筆署名または右欄に捺印が必要）と住所（※2 名以上必要）、「立候補にあたっての所信表明、または推薦理由」の欄に 800 字以内で推薦理由をご記入のうえ、PDF ファイルにして日本鳥学会選挙管理委員会へメール添付で送付してください。なお、推薦理由については別紙（A4 サイズ）に書いていただいても構いません。代表者が連名推薦者の了解を得て記入された場合には、連名推薦者は直筆署名もしくは捺印が含まれる電子（Web）レターを PDF ファイルにし、推薦者になった旨を速やかに選挙管理委員会にメール添付にて通知してください。記入した受付用紙（原本）は、首席代議員が発表されるまで代表者がお持ち願います。

5) 送付・問い合わせ先：

日本鳥学会選挙管理委員会	上沖正欣	E-mail : kamioki@gmail.com
	佐藤 望	E-mail : nozomusato623@gmail.com
	一方井祐子	E-mail : y.ikkatai@gmail.com

*受取り事故防止のため、上記選挙管理委員 3 名全員を宛先に含めてください。

以上

2025 年 1 月 15 日

会員各位

日本鳥学会選挙管理委員会
上沖正欣, 佐藤 望, 一方井祐子

一般社団法人日本鳥学会代議員選挙（オンライン）について

本法人の代議員の任期が 2025 年 12 月 31 日で満了となりますので、一般社団法人日本鳥学会定款第 12 条、第 13 条および定款施行規則第 3 章に基づき、次期選挙を行います。代議員は、代議員総会を組織し、会長及び理事会の諮問に応じ、本法人の運営に必要な事項を審議します(定款第 12 条)。

代議員選挙は原則として、会員マイページを利用したオンライン(Web)選挙にて投票を行います。電子(Web)投票が利用できない場合のみ下記 5. の「書面投票」が可能となりますので、必ず期日前にご確認をいただきますようお願いいたします。

1. 投票資格および被選挙権資格

- (1) 選挙権ならびに被選挙権は 2025 年 3 月 31 日時点で 2025 年度会費納入済みの会員（団体会員除く）が有する。
- (2) 今回選出される代議員の任期は、2026 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までとする。

2. オンライン（Web）選挙投票期間

2025 年 7 月 1 日（火） 10:00 - 2025 年 7 月 31 日（木） 23:59

3. 投票方法

- (1) 本学会 HP 上のマイページ(<https://mypage.sasj2.net/site/osj/login>)よりログイン。
- (2) 選挙ページにて、「被選挙人名簿」から代議員を 15 名までを選んで投票するとともに、そのうちから首席代議員にふさわしいと思う者を 1 名選んで指名する。

※会員は、代議員の選挙時に、立候補または推薦による首席代議員（会長候補者）を参考にして、投票した代議員の中から首席代議員を指名してください（定款 12 条第 3 項）。代議員総会はその結果を参酌して、首席代議員にふさわしい者を会長候補者として理事会に推薦して（定款第 24 条第 3 項、定款施行規則第 12 条）、理事会で会長（代表理事）を決定します（定款第 33 条）。詳しくは学会ホームページの会員メニュー「法人組織体制等解説資料」をご覧ください。

※電子（Web）投票の手順については 6 月下旬までに学会ホームページに手順書（ガイドライン）を掲載予定です。

4. 開票

- (1) 開票作業は、選挙管理委員又は選挙管理委員会が会員の中から委嘱した 1 名以上の立会人の監視のもとに行います。
- (2) 代議員選挙の得票数を集計し、上位より 26 名以上 30 名以内を当選とします（定款施行規則第 12 条）。定数 30 名の当選者のうち 4 名以内が辞退した場合には繰り上げ当選は行いません。ただし当選者 5 名以上が辞退した場合には員数 26 名になるまで順次繰り上げ当選とします。最下位での同点が 2 名以上の場合、最も若い人を当選とします。

5. 書面投票について

- (1) オンライン（Web）選挙を利用できない、あるいはお持ちの電子媒体や会員マイページ等に不具合がある場合は、2025 年 7 月 9 日（水） 17:00 までに別紙の「書面投票申出書」をメールもしくは郵送にて提出してください。選挙管理委員会指定の投票用紙と封筒をお送りします。
- (2) 書面投票においては、以下のような投票は無効となります。
 - ・選挙投票期間を過ぎて到着した場合、その投票用紙の全てが無効。
 - ・選挙管理委員会指定の投票用紙と封筒を用いていない場合、その投票用紙の全てが無効。
 - ・定数を超えて記入した場合、その投票用紙の全てが無効。
 - ・候補者の姓のみを記入した場合、その記入のみが無効。
 - ・被選挙人名簿に記載されていない氏名を記入した場合、その記入のみが無効。
 - ・重複して記入した場合、重複分のみが無効。
 - ・首席代議員にふさわしいと思う者が 2 名以上指名されている場合、首席代議員の選出のみが無効。

以上

一般社団法人日本鳥学会 首席代議員候補受付用紙

立候補者もしくは候補者

氏名	住所

推薦者（2名以上必要です。立候補の場合は必要ありません）

	氏名	住所
1		⑩
2		⑩
3		⑩
4		⑩
5		⑩

立候補にあたっての所信表明、または推薦理由（800字以内）
（候補者の公示の際にそのまま掲載します）

--

所信表明・推薦理由は別紙に書いてもかまいません

一般社団法人日本鳥学会 書面投票申出書

代議員選挙用

申し出期限：2025 年 7 月 9 日（水）17：00 まで

「書面投票申出書」提出先

日本鳥学会選挙管理委員会 一方井祐子 (y.ikkatai@gmail.com)

上記メールが利用できない場合の送付先（上記申し出期限必着）：
〒920-1192 石川県金沢市角間町金沢大学人間社会 3 号館 一方井祐子 行
TEL：076-264-5477

会長および評議員の選出のためのオンライン選挙において、下記の理由により電子投票が不可能でしたので、「投票用紙を用いた投票（書面投票）」を申し出ます。書面投票のための投票用紙と封筒の郵送を希望いたします。

不具合の内容（具体的にご記入ください） *画面が先に進まない等

氏名：

会員番号：

※本人確認のため、上記氏名と会員番号は記入必須。

投票用紙送付先住所：（所属部署、建物名等までご記入ください）

〒

E-mail：

電話番号：

※注意：これは投票用紙ではありません。